

静医発第 2210 号
令和 2 年 3 月 31 日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一



第 1 回静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議について（情報提供）

去る 3 月 25 日に開催されました第 1 回標記専門家会議につきまして、静岡県健康福祉部長より、別添のとおり、会議報告の情報提供がありましたのでお知らせいたします。

本会議において、医療機関に対し、改めて院内感染防止対策の徹底についてお願いする旨、議論されました（下記参照）。

つきましては、貴職から貴会会員に対し、引き続き、院内感染防止対策の徹底について周知くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

（6）院内感染防止対策（会議報告より抜粋）

医療機関に対して、改めて院内感染防止対策の徹底をお願いすることとした。

- ① 患者側・・・発熱又は呼吸器症状のある患者は、咳エチケットに気をつけ、他の患者と一定の距離を保つ。
- ② 医療従事者側・・・必ずマスクを着用して対応する。
- ③ 医療機関職員・・・症状のある職員は勤務を休む。海外帰国の職員の健康観察等の対応。
- ④ 県民への周知・・・医療従事者が外来で防護服を着用したり、受診者を車内で診察したりすることは、医療を継続するための感染防止策であることを県民に周知してほしい。



医 疾 第 1746 号
令 和 2 年 3 月 27 日

一般社団法人 静岡県医師会会長 様

静岡県健康福祉部長

第1回静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議について

日ごろ、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年3月25日に開催しました第1回静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議について、開催報告を別添のとおり作成しましたので送付いたします。

医療機関の院内感染防止対策の徹底についても議論されました（第1回静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議について2 概要(6) 院内感染防止対策を参照）。

内容について御承知いただくとともに、貴会会員等への周知につきましても、よろしく申し上げます。

担当 疾病対策課感染症対策班
電話 054-221-2986

(件名)

第1回静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議について

(健康福祉部医療健康局)

1 要 旨

令和2年3月25日、感染症又は感染管理の専門家から構成する「静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議」を開催し、本県の現在の感染状況や患者増加時の医療体制について御意見をうかがった。

2 概 要

(1) 本県の現在の感染状況

国の専門家会議が示している、①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が一定程度に収まっている地域、③感染状況が確認されていない地域のいずれか、委員の御意見を伺ったところ、意見が分かれた。県内の地域別に見ると③の地域が多いという意見があったが、県全体としては患者が発生しており、②と整理された。

しかし、いつ①になってもおかしくないと考え、3つの「密」を避ける取組の徹底と患者増加時の準備が必要という点で意見が一致した。

(2) 患者が増加した場合の各対策の移行時期

①圏域内の感染症病床が満床に近づいた場合は、県内の他の感染症病床で対応する。

②県内の感染症病床が満床に近づいた場合は、各圏域の一般病床で対応する。

(3) 重点医療機関(患者を病棟単位や医療機関単位で受け入れる医療機関)の設置

急性期病棟を持つ医療機関が、病棟単位で患者を受け入れる方向で各圏域での調整を進めていくことになった。

(4) (仮称)都道府県調整本部(県内の受入調整等を行う)の設置

救急医療や、災害医療コーディネーター等の人選を急ぎ、速やかに設置することで合意した。調整の際には、各医療機関の医療資源(入院状況や医療スタッフの状況)と重症度別の受け入れ可能患者数をリアルタイムに把握し共有するシステムが必要との意見があった。

(5) 無症状病原体保有者や軽症患者を収容する宿泊施設等の利用

多数患者が発生し、軽症患者を在宅等で療養する状況になった場合は、ベッドや空調設備等の住環境が整っている公立の研修施設や宿泊施設の利用が考えられるが、医療スタッフの配置が検討課題となる。さらに患者が増加しオーバーフローした場合は、現在使用されていない公共施設の活用を検討する。

(6) 院内感染防止対策

医療機関に対して、改めて院内感染防止対策の徹底をお願いすることとした。

- ①患者側…発熱又は呼吸器症状のある患者は、咳エチケットに気をつけ、他の患者と一定の距離を保つ。
- ②医療従事者側…必ずマスクを着用して対応する。
- ③医療機関職員…症状のある職員は勤務を休む。海外帰国の職員の健康観察等の対応。
- ④県民への周知…医療従事者が外来で防護服を着用したり、受診者を車内で診察したりすることは、医療を継続するための感染防止策であることを県民に周知してほしい。

(7) ワクチン・治療薬の開発

ワクチンについては、必ず開発できるとは限らず、開発できても実際に投与されるまでには年単位の時間が必要である。DNAワクチンが開発できれば、より早く実用化される可能性がある。

現状では治療薬の確立が急務であり、既存薬の効果を検証する臨床研究が開始されている。米国で有効な薬剤を探す研究が急ピッチで進行中と聞く。

(8) 今後の会議開催

県内でクラスターの発生等、患者が多数確認された場合、国から新たな医療提供体制の指針等が示された場合等、随時開催する。緊急対応等が必要な際は、テレビ会議などの方法も検討する。

3 構成員

所属	職名	氏名（五十音順）
静岡市立静岡病院	血液内科科長	岩井 一也
静岡県立静岡がんセンター	感染症内科部長	倉井 華子
藤枝市立総合病院	感染対策室室長兼第1診療部長	小清水 直樹
浜松医科大学	内科学第二講座教授	須田 隆文
磐田市立総合病院	副病院長	飛田 規
静岡県健康福祉部	参事（医師）	奈良 雅文◎
静岡県立総合病院	総合診療センター長兼国際交流部長	袴田 康弘
三島総合病院	副院長兼消化器科部長	前田 正人
浜松医療センター	副院長兼感染症内科部長	矢野 邦夫

◎：会長

静岡県の新型コロナウイルス感染症対策の現状(令和2年3月24日)

(1) 感染症の状況(政令市を含む全県の状況)

区 分	状 況
1 患者発生状況	(1)クルーズ船受入患者 14 人 (3/20 全員退院) (2)県内発生患者 3 人 うち 2 人退院 (3/24 現在) ① 2/28 静岡市在住 60 代男性 (退院) ② 3/10 神奈川県在住 50 代男性 ③ 3/12 静岡市在住 60 代女性 (退院)
2 PCR検査件数	611 件 (1/22 から 3/24 まで) 県 303 件 静岡市 171 件 浜松市 137 件 ・ 3 月 1 日～24 日 平均 20 数件/日 ・ 地方衛生研究所 3 施設で平日通常 72 件測定可能
3 帰国者・接触者相談センター相談受付件数	10,268 件 (2/10 から 3/24 まで) 県 5,322 件 静岡市 2,073 件 浜松市 2,873 件 ・ 3 月 1 日～24 日 平均約 300 件/日
4 帰国者・接触者外来受診人数	288 人 (2/10 から 3/23 まで) 県 137 件 静岡市 66 件 浜松市 85 件 ・ 3 月 1 日～24 日 平均 12 件/日
5 クルーズ船・下船者	28 人 (2/19 から 2/21 下船) 全員健康観察終了 うち 1 人発症 (1 (2)①)
6 帰国者・接触者外来設置状況	23 医療機関に設置 (3/24 現在)
7 入院受入可能病床	現状 46 床 (第二種感染症指定医療機関) 一般医療機関 41 床がトイレ付個室で条件に適合

(2) 健康福祉部の主な対応

対応区分	対応策	対応内容
1 感染予防の徹底	(1)感染予防策の周知・啓発	手洗い、咳エチケットなどの感染予防策の周知・啓発 ○県のホームページを開設 ○知事の定例記者会見で県民へ広く呼びかけ
	(2)予防対策実施の呼び掛け	
	(3)重症化しやすい方への注意喚起	
	(4)施設等に対する指導	感染経路遮断の指導 衛生用品の備蓄調査の実施等
	(5)県・政令市連絡調整会議の設置	県・政令市の連携を強化し感染症の拡大防止対策を図る
	(6)マスク等の確保・配布	市町備蓄分の提供の依頼と市町間調整の実施 施設等の必要量調査の実施 国調達分の配布(医療施設)

対応区分	対応策	対応内容
2 検査体制の強化	(1) 疑い例の基準の周知徹底	医療機関に対して、PCR検査を行う疑い例の基準の周知徹底
	(2) PCR検査の公的保険適用への対応	自己負担分を国が補助 県内5病院・2民間検査施設でPCR検査可能へ
3 医療体制の確保	(1) 相談体制の構築	各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置 (政令市も含め10箇所) 2/18より24時間対応中
	(2) 診療体制の構築	各医療圏に設置した「帰国者・接触者外来」で診療
	(3) 連絡調整会議の開催	情報共有、意見交換の実施
	(4) 医療専門家会議の設置	本部員会議への助言組織として設置(第1回会議3/25)
	(5) 入院が必要な患者への対応	感染症指定医療機関で入院治療可能(県内10病院48床) 帰国者・接触者外来、入院対応の拡充
4 適時・適切な情報の提供	(1) 迅速で正確な情報提供	○ホームページ等を活用した、患者発生状況、検体検査件数、相談件数等の情報提供 ○知事定例記者会見で県民へ周知
	(2) 「帰国者・接触者相談センター」の周知	○県ホームページで帰国者・接触者相談センターを周知 ○帰国者・接触者相談センターのPR用ポスターを作成し配布
	(3) 一般的な質問や相談を受付する専用ダイヤルの設置	一般的な相談については、疾病対策課及び保健所に相談ダイヤルを設置(3/24まで731件受付)
5 今後、感染が拡大した場合の対応	(1) 患者受入れ医療機関の調査	感染症指定医療機関以外で患者が受入可能な医療機関を調査
	(2) 患者受入れ医療機関等への支援	病床を確保する医療機関への空床補償
		HEPAフィルター、防護服、人工呼吸器等の整備の助成
	(3) 帰国者・接触者外来の設置調査	患者の増加に備え、関係医療機関へ今後、帰国者・接触者外来を設置することが可能か調査
(4) 重症患者の受入調査	重症患者を受入れ、ECMO等の治療が可能な救命救急センター等を調査中	